

4 3 健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた地方税財政措置について

(総務省、財務省)

【内容】

- (1) 地方法人課税の見直しについて、全ての地方自治体の財政運営等に悪影響が生じないように、適切な財政措置を講じること。
- (2) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保するとともに、臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ること。
- (3) ふるさと納税に係る返礼品の問題について、返礼品の割合を寄附額の1割までと法律で規制するなど、根本的な解決を図ること。

(背景)

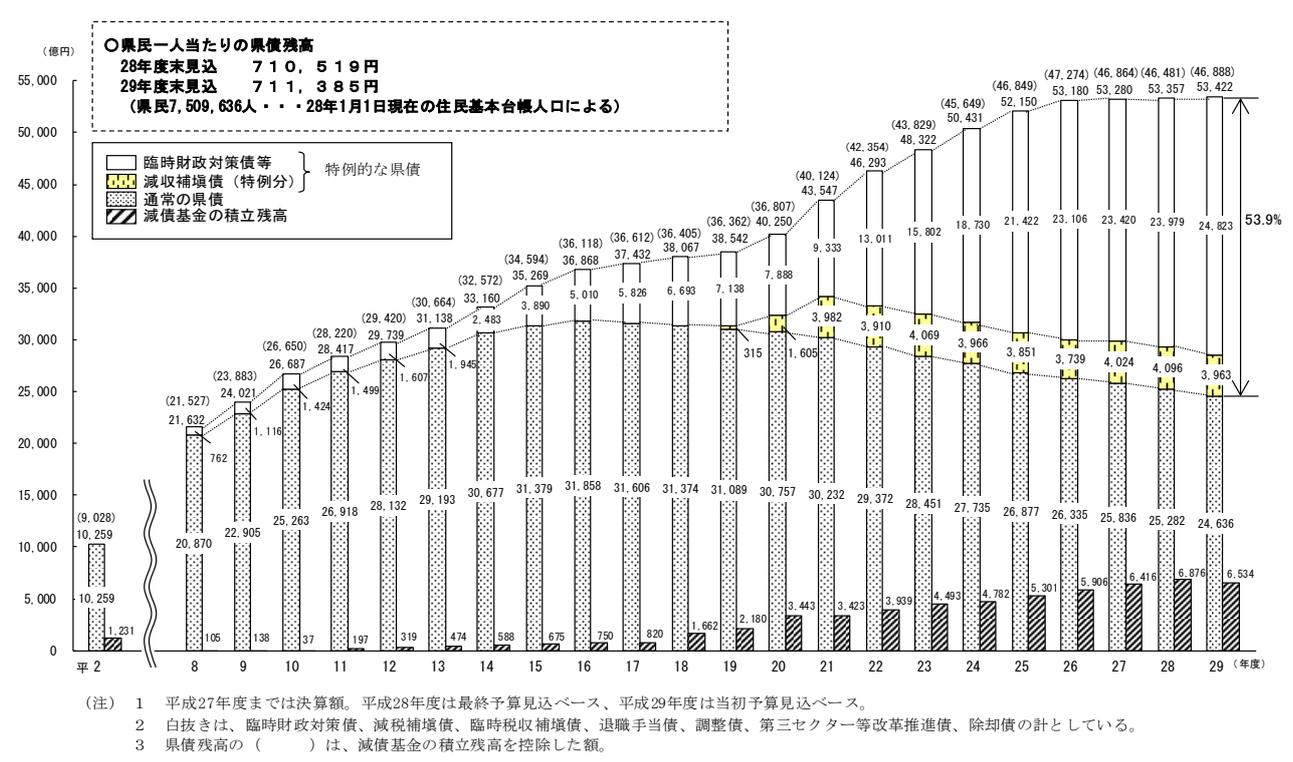
- 法人住民税法人税割の国税化を始めとした消費税を含む税体系の抜本的改革における地方法人課税の見直しにより、県内市町村の複数の不交付団体において、法人市町村民税の国税化による減収が、地方消費税率の引上げ等による増収を上回り、減収となることが判明している。
- そもそも地方税の国税化については、地方分権に逆行するものであり、本県は一貫してその廃止を主張してきたが、減収となる自治体では、地方消費税の引上げにより住民負担が増加するにもかかわらず、住民サービスの削減を余儀なくされるなど、自治体運営を阻害されることとなる。減収に対する措置として地方債の創設等が講じられているが、問題の解決には至らない。このため、国においては、全ての地方自治体の財政運営等に支障が生じないように、必要な対策を講じるべきである。
- 本県においては、義務的経費である医療・介護などの扶助費が増加しており、依然として厳しい財政状況が続いている。
平成29年度地方財政計画における一般財源総額については、平成28年度を0.4兆円上回る額が確保されたところであるが、今後も全国的に社会保障関係経費が増加し続ける傾向にあることを踏まえると、地方が安定的な財政運営を行うには、引き続き、地方一般財源総額を増額確保することが是非とも必要である。
- また、本県においては、普通交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が大きく、県債残高の大幅な増加の要因となっている。臨時財政対策債の残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。
財源不足額の補填は、地方交付税法第6条の3第2項の趣旨によれば、本来、地方交付税の法定率の引上げによらなければならないことから、臨時財政対策債を廃止するため、国税の法定率の引上げ等により地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

○ 返礼品によるふるさと納税の獲得競争が行われている今の姿は深刻な問題である。返礼品を贈るということは、本来、福祉や教育などの行政サービスに充てるべき税がその分失われることとなる上、返礼品として地元産品を行政が買い取ることは、形を変えた公共事業であり、競争力がある地場産業も地方自治体の買い取りに依存し、長い目で見れば地場産業の競争力を弱めることになりかねない。

○ また、平成29年4月の総務大臣通知において、返礼品の割合を少なくとも3割以下とする一定の制限が設けられたが、返礼品競争が継続すれば、市町村に寄附金が集中する一方、個人住民税の税額控除のうち4割は都道府県民税から控除されるため、都道府県から市町村にこれまで以上の規模で税収が移転されることになる。都道府県には広域自治体として提供すべき行政サービスがあるにもかかわらず、このような形で継続的に広域自治体から基礎自治体に過大な税収移転がなされると、住民税の受益と負担の原則を大きく歪めることになる。同通知を踏まえた各自治体の対応を注視するが、これらの問題に対しては、通知による制限だけでは不十分であり、例えば、返礼品の割合を寄附額の1割までと法律で規制するなど、根本的な解決を図るべきである。

(参 考)

◇愛知県の県債残高の推移



◇愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位：億円)

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
普通交付税 A	522	525	559	643	770	769	826
臨時財政対策債 B	3,826	2,899	3,152	2,848	2,258	901	944
計 C = A + B	4,348	3,424	3,711	3,491	3,028	1,670	1,770
臨時財政対策債の割合 B/C	88.0%	84.7%	84.9%	81.6%	74.6%	53.9%	53.3%

(注) 表中の数値は当初算定ベース。